

議案第42号

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に
ついて

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年6月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月天理市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ただし書」の次に「及び地方公営企業法施行令第8条の2」を加え、「を通じて天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く」を「に管理者を置かないものとする」に改め、同条第2項中「管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
（天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の廃止）
- 2 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例（平成22年3月天理市条例第18号）は、廃止する。

（天理市情報公開条例の一部改正）

- 3 天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長」の次に「（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を加え、「、上下水道事業管理者」を削る。

（天理市個人情報保護条例の一部改正）

- 4 天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の一部を次の

ように改正する。

第2条第1号中「市長」の次に「（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を加え、「、上下水道事業管理者」を削る。

（天理市政治倫理条例の一部改正）

- 5 天理市政治倫理条例（平成23年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、上下水道事業管理者」を削る。

第6条第3項中「、教育長及び上下水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。

（天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、教育長及び上下水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。

（天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

- 7 天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表甲の項中「上下水道事業管理者」を削る。

（天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正）

- 8 天理市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和49年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（天理市上下水道事業経営審議会条例の一部改正）

- 9 天理市上下水道事業経営審議会条例（平成23年3月天理市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 10 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

- 11 天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例(平成28年3月天理市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(天理市水道事業給水条例の一部改正)

- 12 天理市水道事業給水条例(平成9年12月天理市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(天理市水道水源保護条例の一部改正)

- 13 天理市水道水源保護条例(平成14年6月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(天理市下水道条例の一部改正)

- 14 天理市下水道条例(昭和48年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号及び第22条第3項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

- 15 天理市農業集落排水処理施設条例(平成9年3月天理市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第19条第3項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

16 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。